

第2節

海外における
日本人・日本企業への支援

総論

海外に渡航する日本人は、年間延べ約1,664万人（2010年）に達している。また、海外に在留¹する日本人も年々増加し、約114万人（2010年10月現在）に上っており、国際社会の様々な分野や地域で多くの日本人が活躍している。その一方で、海外で日本人が遭遇する危険も増加・多様化している。海外における日本人の生命・身体を保護し、利益を増進することは、外務省の重要な任務の一つであり、外務省は、日本人が海外で安全にかつ安心して生活や活動ができるよう、様々な取組を行っている。

外務省は、テロ・誘拐を含む事件や事故、戦乱や紛争、自然災害や感染症など、海外における日本人の安全と安心に関わる情報を幅広く的確に収集し、それを提供するとともに、国民の一人ひとりに自ら危機管理をすることの重要性を認識して安全対策をとるよう呼びかけている。一方、危険に巻き込まれた日本人に対しては、各地の事情に即し、可能な限り迅速かつ適切な支援を行えるように、その体制や基盤の強化に努めている。

また、世界各国の日本国の在外公館（大使館や総領事館など）において、旅券（パスポート）や各種証明などの発給、在外選挙の実施など、基本的な行政サービスを提供する

ことに加え、日本人学校や補習授業校への支援、医療・保健関係情報の提供などを通じ、海外で活躍する日本人の生活基盤を支えている。こうした施策（領事サービス）は、日本人・日本企業が海外へ展開し、活動する上でも重要なサービスとなっている。

さらに、長年にわたり各国の発展に寄与し、日本との「架け橋」となって二国間関係の緊密化に大きく貢献してきた日本人移住者及び日系人の存在は、日本が開かれた国を目指す外交を進める上で重要な資産であり、両者への支援も併せて行ってきた。

また、グローバル化が進展し、新興国の台頭などにより国際経済環境が変化する中、アジアを始め、海外の成長を日本の成長につなげるのが極めて重要になっている。そのためには、パッケージ型インフラ海外展開の推進や、震災に伴う諸外国の輸入規制措置等への対応など、政府として、日本企業に対する積極的な支援が必要となっている。外務省は、在外公館を始め、日本企業が直面している諸問題について企業から意見を幅広く聴取し、企業からの問い合わせや要望に対応している。その上で、諸外国との間で規制改革やビジネス環境の改善に関する対話や協議を行い、相手国・地域に対して改善を求めている。

¹ ここでは、外国に住所又は居所を定めて3か月以上滞在することを指す。

日本人や企業の海外での活動を支えるためには、諸外国との経済面での協力関係を規律する法的基盤の整備も重要である。外務省は、海外に進出している日本企業の要望などを踏まえ、経済連携協定（EPA）の活用・運用改善に取り組むとともに、定期的に協定の運用状況について見直している。また、投資の保護、促進及び自由化のための投資協定、二重課税の回避のための租税条約、社会

保険料の二重負担や掛け捨ての解消のための社会保障協定の締結を進めてきている。さらに、「知的財産立国」を目指す日本としては、模倣品や海賊版の被害を受けている日本企業からの相談等を踏まえ、二国間及び多国間協議の場で外国政府への働きかけを行うなど、日本企業の知的財産権保護の強化に取り組んでいる。

各論

1 海外における日本人への支援

(1) 海外における危険と日本人の安全

海外における日本人の活動は、分野・地域いずれにおいても広範囲に及んでいる。その一方で、日本人が海外において遭遇する危険もまた多様化している。近年では、紛争や暴動による政情や治安の悪化、テロや誘拐のほか、地震や洪水などの大規模な自然災害、山や海での事故、交通機関の事故、麻薬犯罪や国際詐欺、さらには、文化や宗教等の違いから知らぬ間に現地の法令や慣習に反して犯罪や事件に巻き込まれてしまう事案などが多く発生している。

外務本省及び在外公館（海外にある日本の大使館、総領事館など）は、多くの日本人が海外で安心して生活・活動できるよう、海外の様々な脅威や危険を分析し、平素の心構えや安全対策に役立つ情報を発信するとともに、海外での日本人への支援体制の強化を進めている。また、事前の予防及び発生後の対応をより効果的かつ的確に実施するため、諸外国や日本の関係省庁、民間企業・団体との協力の下に、日本人の安全対策及び援護のためのセーフティ・ネットワーク（安全網）の

構築に努めてきている。

ア 海外における脅威の特徴

2011年は、海外におけるテロや誘拐の多発、自然災害の広域化が顕著であった。テロについては、中東、アフリカ及び南西アジアを中心に、治安当局などの政府施設を狙った襲撃や、公共交通機関、宗教施設、市場など、人が多く集まる場所において一般市民を狙った無差別爆弾テロが相次いで発生した。また、10月には、ミンダナオ島（フィリピン）において、日本企業が関係するニッケル鉱山施設がフィリピン共産党の武装部門である新人民軍に襲撃される事件が発生した。誘拐については、4月にサンパウロ（ブラジル）で日本人が短時間誘拐（いわゆる電撃誘拐）される事件が発生するなど、日本人を含む外国人を標的とした誘拐事件が世界各国で発生した。

船舶に対する海賊行為も前年に引き続き多発しており、3月にインド洋のオマーン沖で日本の海運会社が運航する船舶が海賊に乗り込まれる事案が発生するなど、2011年中に

日本関係の船舶について少なくとも11件¹の被害が発生した。海賊行為は、近年多発していたソマリア沖・アデン湾周辺海域のみならず、アラビア海、インド洋へも拡大しており、ケニア沖、セーシェル沖、マダガスカル沖を含む広大な海域が脅威にさらされている。

感染症については、2009年に発生した新型インフルエンザ（A/H1N1）に関し、世界保健機構（WHO）が2010年8月に世界的大流行の収束を発表した。しかし、依然として鳥インフルエンザ（H5N1）の鳥-ヒト感染が一部の国で発生しており、また、デング熱やマラリアなど蚊が媒介する感染症、コレラなどの汚染された水・食品などを介する感染症などが引き続き世界各地で流行している。

自然災害については、2月にニュージーランド南島地震が発生し（マグニチュード6.3）、日本人留学生が通っていた語学学校のビルが倒壊するなどして、日本人留学生28名が死亡、4名が重傷を負った。外務省は、地震発生直後から現地対策本部及び外務省内に緊急対策本部を立ち上げ、被災者に対する支援はもとより、ご家族に対しても支援や情報提供を行った。また、4月から6月にかけて米国においては、南部、中西部及び北東部で大型の竜巻が多数発生し、大きな被害をもたらした。さらに、10月から11月にかけてタイにおいて、7月からの豪雨による洪水が発生した。これにより、首都バンコク周辺の工業団地やアユタヤの観光地等が被害を受け、バンコク都内の一部でも河川の氾濫等被害が生じ日本人学校が一時休校するなど在留邦人の生活にも大きな影響を及ぼした。この事態に対し、外務省は洪水情報や避難施設等のきめ細やかな情報提供を含めた日本人の安全確保に

努めた。このように2011年は、自然災害が猛威を振るい、発生地域及び被害規模が拡大する傾向が見られた。

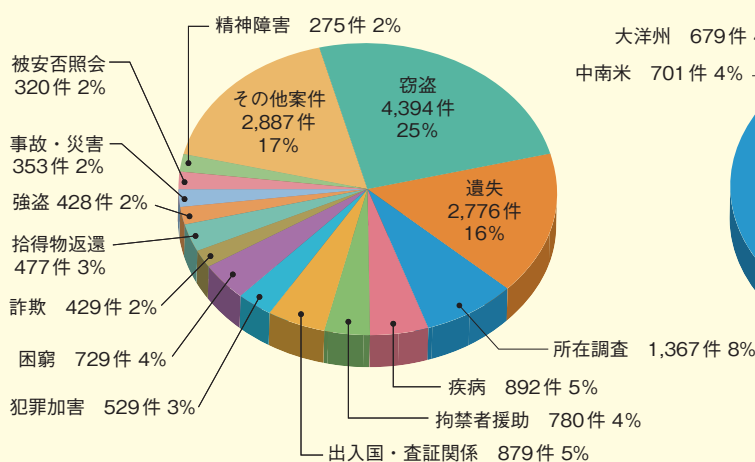
政情不安による治安悪化については、チュニジア及びエジプトにおいて、長期政権に不満を持つ民衆による自由化・民主化を求める大規模抗議デモが発生し、政権の崩壊へとつながった。特に、エジプトにおいては、夜間外出禁止令措置や商用便の一部停止などに伴い、多くの日本人旅行者が空港に足止めされることとなり、外務省はチャーター機による退避及び民間航空機での出国支援を行った。また、リビア及びイエメンにおいても、各地で大規模なデモが発生し、デモ隊を排除しようとする治安部隊とデモ隊との間で死傷者を伴う衝突に発展する事態となった。事態が悪化の一途をたどったことから、外務省は現地に滞在する日本人に対して早期退避を呼びかけた。シリアにおいても、3月以降、各地で反政府デモが発生し、デモ隊と治安当局との衝突によって多数の死傷者が出ていることを受け、外務省は退避を勧告した。また、英国においては8月にデモが暴徒化して放火と略奪に発展し、抗議活動や暴動はロンドン市内からイングランド地方都市へ波及して、全国での逮捕者は約2,000名に上った。

海外において、麻薬密輸・取引などへの関与や麻薬所持の容疑で、日本人が逮捕・拘留される事案が引き続き増加しており、2011年1月現在で、有罪が確定していない未決拘留者、有罪の確定した既決受刑者を併せてその数は119名に上っている。このうち、中国においては、2010年4月に麻薬密輸の罪により日本人4名に対する死刑が執行され、それ以降も、多くの日本人が麻薬関連容疑で逮捕

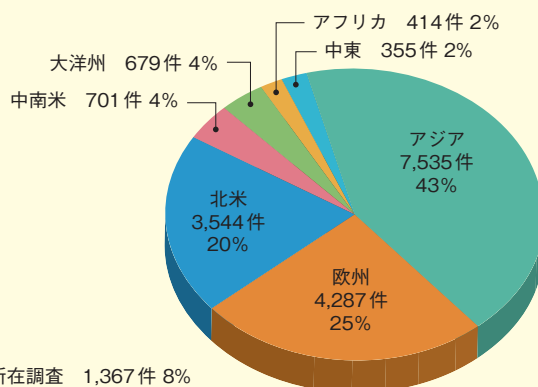
¹ この件数は、人的被害、金品の被害及び船体の被害等の実害が発生した事案のほか、単に船舶に乗り込まれた事案を含めたもの。船舶に対して直接的な接触がなかった未遂事案については、この件数に含まれていない。なお、この件数は、2011年12月1日までに外航海運事業者等から任意に提出された事案のみを計上したものである。

邦人援護件数の事件別・地域別内訳（2010年）

海外邦人援護件数の事件別内訳



海外邦人援護件数の地域別内訳



された。また、2011年10月にはマレーシア、12月には中国において、多量の違法薬物を所持した罪により、それぞれ第一審で日本人に死刑判決が出ており、現在も裁判が続いている。このため、違法薬物に関する注意喚起など、日本人海外旅行者等への啓発が急務となっている。

多くの国民が海外へ渡航する中で、60歳以上の高齢者が海外で山岳・海難事故に遭遇したり、旅行中に発病するなどの事態に関する援護事例が多く報告されている。40歳前後の出張者や企業駐在員などが自宅や宿泊先で急病で亡くなる事例も目立ってきている。海外での病気や事故被害等のため、高額な医療費が求められる中、海外旅行保険に加入しない海外渡航者は、適切な医療機関での受診及び医療費などの支払いに困難を来す場合も多い。そのため、各渡航者が海外旅行保険に加入することが非常に重要である。

こうした緊急事態は世界中の様々な地域で発生していることから、海外に渡航・滞在する際には、①現地の治安等に関する情報を事

前に十分確認すること、②滞在中も緊急時に備え安全対策を充実させるとともに、危険を回避する行動をとること、③緊急事態が発生した場合には、留守家族や最寄りの大使館・総領事館などに連絡を取ることなどが重要である。

① 海外における日本人の安全対策

海外に永住・長期滞在する日本人は、2010年に約114万人余りに達しており、今後とも日本人の国際社会での活躍がますます期待されている。また、2010年においては、海外出国者数が前年比で約7.7%増加する中、日本の在外公館及び財団法人交流協会が取り扱った海外日本人総援護人数は1万9,882人と対前年比で約5.5%増加している²。このような状況の中で、海外における安全確保には、在外公館などの日本人援護体制の強化とともに、海外に渡航する者一人ひとりが危機管理意識を持って、渡航・滞在先の危険の傾向と対策を把握して行動することが必要である。

このため、外務省では、海外における日本

² 2010年海外邦人援護統計（http://www.anzen.mofa.go.jp/anzen_info/pdf/2010.pdf）による。海外邦人援護統計は、日本の在外公館及び財団法人交流協会が、海外において事件・事故、犯罪加害、犯罪被害あるいは災害等何らかのトラブルに遭遇した日本人に対し行った援護の件数及び人数を年ごとにとりまとめたもので、1986年に集計を開始した。

援護件数の多い在外公館上位20公館（2010年）

順位	在外公館名	件数
1	在フィリピン日本国大使館	1,354件
2	在上海日本国総領事館	1,238件
3	在タイ日本国大使館	1,091件
4	在フランス日本国大使館	880件
5	在ロサンゼルス日本国総領事館	803件
6	在ニューヨーク日本国総領事館	658件
7	在英国日本国大使館	634件
8	在香港日本国総領事館	570件
9	在大韓民国日本国大使館	483件
10	在バルセロナ日本国総領事館	462件

順位	在外公館名	件数
11	在中華人民共和国日本国大使館	445件
12	在ホノルル日本国総領事館	360件
13	在広州日本国総領事館	313件
14	在シドニー日本国総領事館	287件
15	在バンクーバー日本国総領事館	254件
16	在サンフランシスコ日本国総領事館	223件
17	在チェンマイ日本国総領事館	220件
18	在イタリア日本国大使館	212件
19	在瀋陽日本国総領事館	211件
20	在ミラノ日本国総領事館	199件

携帯版外務省渡航情報



●携帯版外務省海外安全HP

<http://m.anzen.mofa.go.jp/mbtop.asp>



人の安全のための情報を提供する海外安全ホームページの内容の充実を図るとともに、利便性の向上に努めている。また、海外安全ホームページの携帯版サイトへの発信機能を拡充し、日本から携行する携帯電話での国際ローミング³によるデータ通信を利用して、海外からも携帯電話を通じて、緊急情報や外務省が海外での危険について情報を提供する最新の「渡航情報」及び渡航先の緊急連絡先をいつでも受信したり、検索することを可能にするなど、海外安全ホームページの更なる利便性の向上に努めている。

また、外務省の領事サービスセンターにお

いては、国民からの海外での安全についての相談に直接応じているほか、海外での活動に応じてきめ細かに対応できるよう、総合的な安全対策を取りまとめた「海外安全虎の巻」や、テロ・脅迫事件・誘拐など各種の想定される事案ごとに対策を記したパンフレットを作成している（これらは、海外安全ホームページからダウンロード可能）。

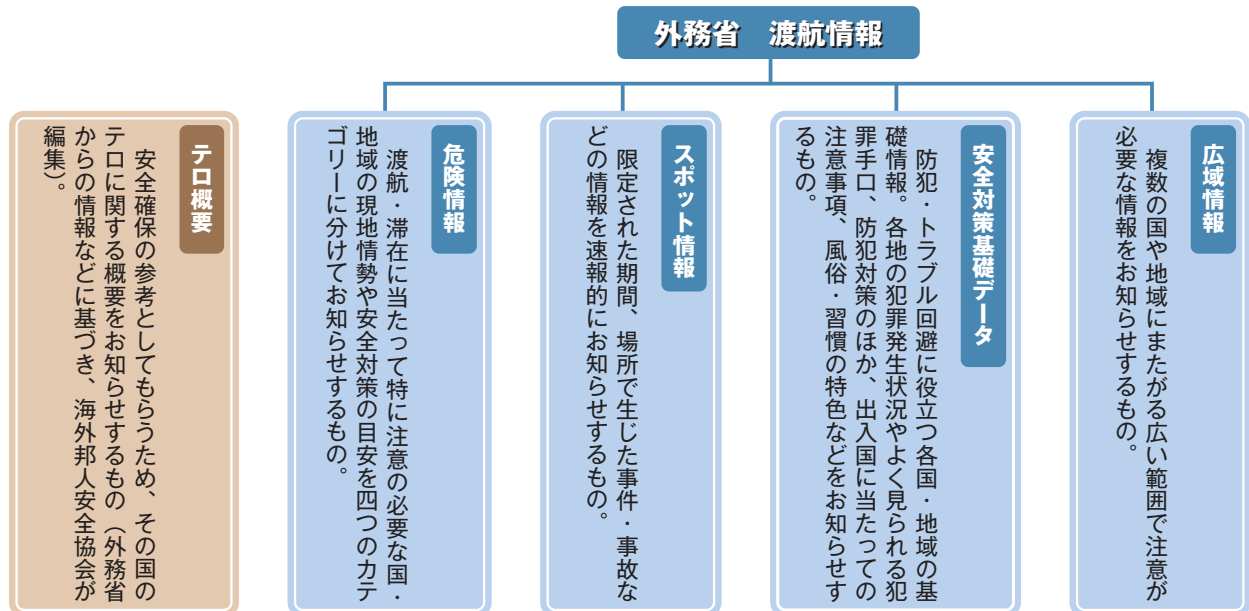
外務省では、こうした安全対策上の取組及び海外安全対策の必要性を集約して国民に知らせるために、毎年「海外安全・パスポート管理促進キャンペーン」を展開している。2011年度は、12月1日から2012年3月20日

3 海外と日本の携帯電話事業者間の提携により、外国でも日本で使用している携帯電話やPHSの端末を日本国内と同様に利用できるシステム。

海外安全ホームページ (http://www.anzen.mofa.go.jp/)



「渡航情報」の体系及び概要



までをキャンペーン期間とし、幅広い世代を対象に、シンプルかつ目を引くポスター、楽しみながら安全対策の知識が得られるキャンペーン特設ウェブサイト、旅行直前のチェックリストにもなり得る海外安全リーフレットなどを通じて、海外安全ホームページを活用した安全対策と、海外において唯一の身分証明書となるパスポートの重要性を呼びかけている。

2011年10月に内閣府が実施した「外交に関する世論調査」においては、海外における

日本人の安全確保や支援について、政府による保護や支援を必要だと感じている回答者は全体の約90%を占めている。ただし、そのうち約40%の回答者が「自らの責任で対応する」意識を有しており、自らの努力で危険を回避し、問題を解決しようとする意識も一定の割合を占めている。外務省は、国民のこのような要請に応え、的確な支援を行うため、在外公館の支援体制の整備・強化を図っている。

また、より効果的かつ機動的に日本人への

2011年度海外安全・パスポート管理促進キャンペーン (http://www.kaigai-anzen.info/)

ポスター展開



ウェブ展開



ハンドブック展開



キャラクターのナビゲーションにより安全な旅行に必要な秘訣をチェックリストやクイズ形式で身につけられるインターネット特設サイトを立ち上げ、ポスター等で広報するほか、外務省ホームページ及び海外安全ホームページからもリンクを設定する。

旅の安全情報やキャンペーン情報をコンパクトにまとめたパスポートサイズの資料を作成し、旅行者が訪れる全国のパスポートセンターや旅行会社等のカウンターで配布する。

全国のパスポートセンター・旅行関係団体・空港への交通機関等、旅行者が旅行の準備及び出発直前にアクセスし、目にする場所に配布、掲示する。

支援を行うために、外務省が主体となり、民間との連携・協力の下にセーフティ・ネットワークの構築を進めるため、「海外安全官民連絡協議会」などを定期的に開催している。在外公館では、現地日本人組織や民間代表者との間で「安全対策連絡協議会」を定期的に開催し、安全対策に関する意見交換や情報共有を通じた連携を強化しているほか、海外に滞在している日本人を対象に、安全対策に資

するテーマで講演会などを行っている。さらに、近年、日本人が被害となるテロ、誘拐事件が発生していることを踏まえ、2月に東京で「第4回NGO海外安全セミナー」を開催したほか、1月に福岡、10月に東京で海外進出企業を主な対象とした「危機管理セミナー」を、また、10月にはメキシコ、コロンビア及びブラジルで「在外危機管理セミナー」をそれぞれ開催した。

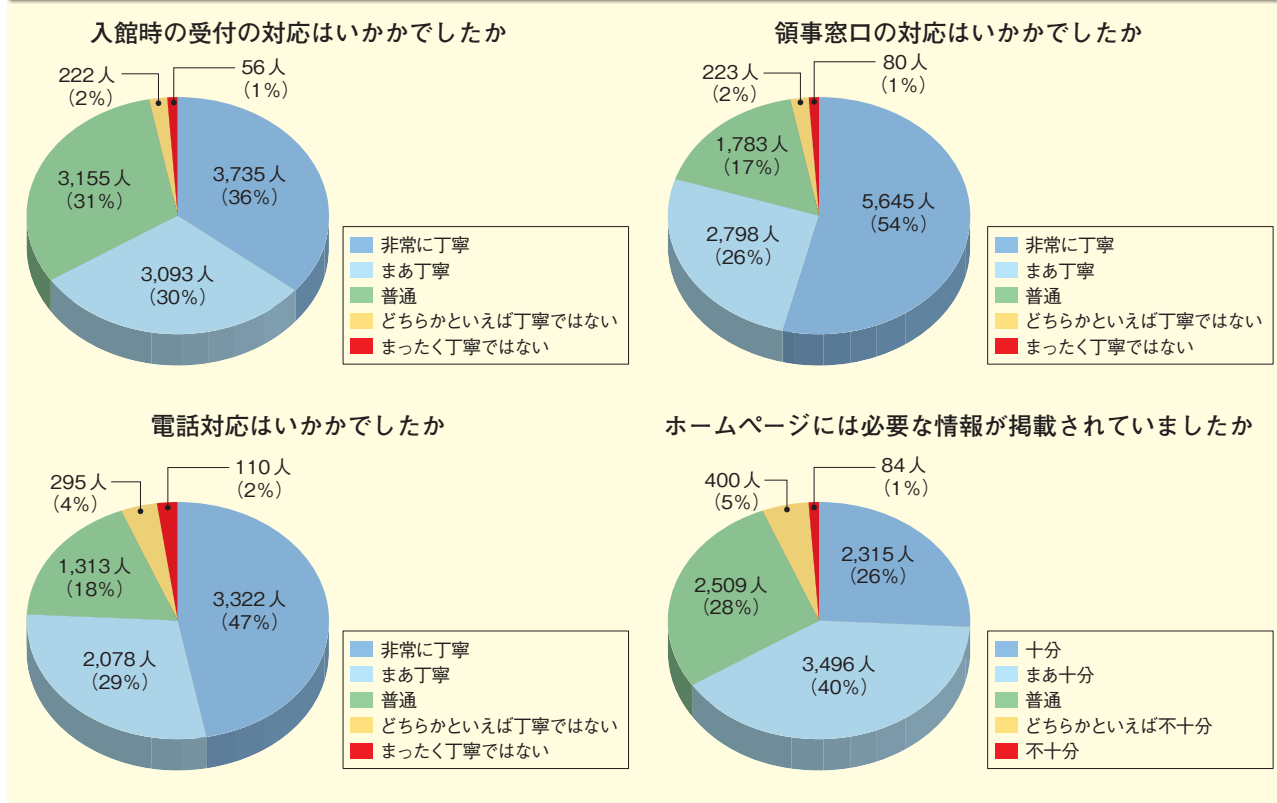
(2) 領事サービスと日本人の生活・活動支援

ア 領事サービスの向上

外務省の在外公館は、海外に居住や旅行をする日本人を対象に、現地の治安情報の提供、在留証明等各種証明書の発行、出生届等各種届出の受理、事故や犯罪などの被害に遭った場合の援護等、様々な領事サービスを行っている。外務省は、海外在住に居住する日本人の声を領事サービスの向上・改善に反映させるため、在外公館の領事サービス利用者に対するアンケート調査を毎年実施している。

2011年には145在外公館を対象に調査を行い、約1万1,300人からの回答を得た。その結果、領事窓口や電話での対応ぶりについては、76%以上から肯定的な回答を得られた一方で、比較的少数ながら否定的な回答があることや、在外公館ホームページが充実しているとの評価が2010年(56%)より良くなってはいるもののいまだ66%にとどまるなど、改善すべき点があることも明らかになった。外務省としては、引き続きアンケート調査を実施し領

領事サービス利用者へのアンケート調査結果（2011年）



事サービスの向上・改善につなげていく。

また、海外に滞在する日本人にきめ細かく丁寧なサービスを提供するため、領事業務量の多い一部の在外公館を対象に、民間企業などで海外勤務経験のあるシニア世代の人材を、「領事シニアボランティア（領事相談員）」として、15の在外公館に派遣しており、この制度は利用者から好評を得ている。

1 旅券（パスポート）に関する施策（IC旅券の発行と今後の課題）

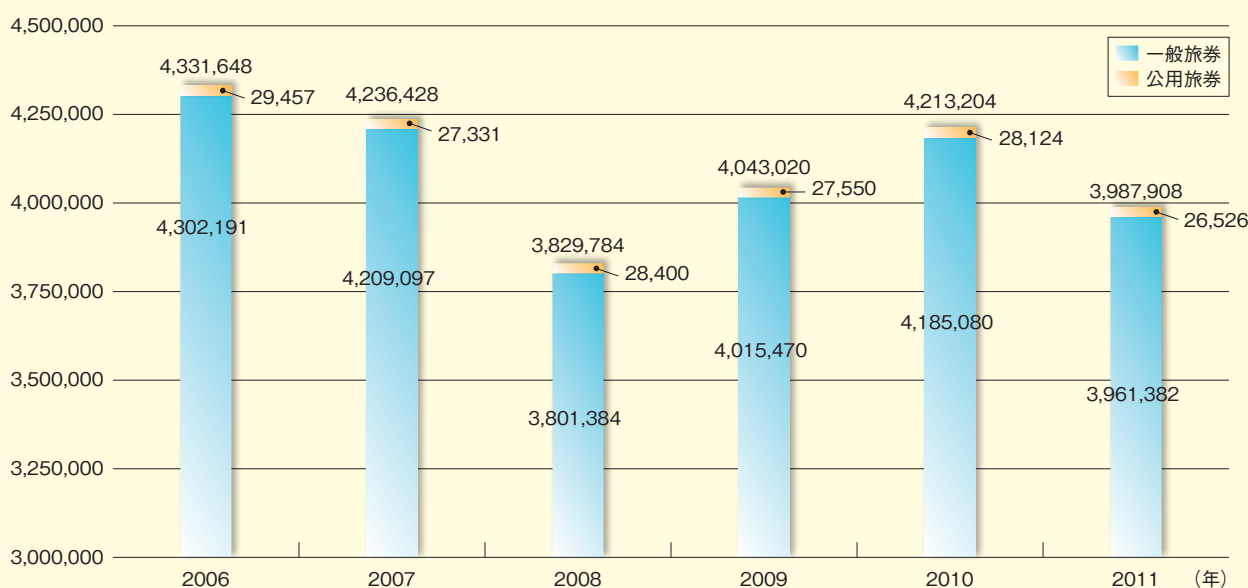
2011年は、東日本大震災という未曾有の大災害の発生により海外渡航者数が一時的に減少した。旅券発行については、円高を背景とする旅券申請数の増加も見られたが、総じて発行数は減少し、日本国内では1年間に約396万冊の一般旅券が発行された。また、東日本大震災により旅券を紛失した被災者を対象とする特例法を制定し、震災特例旅券を国の手数料を徴収することなく発行する措置を

6月から開始した。

日本では、2006年3月から、旅券の偽変造や第三者による不正使用を防止するため、生体情報である顔画像を電磁的に記録したICチップを搭載した旅券（IC旅券）を発行している。2011年12月末時点での有効なIC旅券は、約2,379万冊であり、全ての有効な日本旅券の約80%を占めている。

IC旅券の発行により、発行済み旅券の写真の貼り替えなどによる偽変造旅券の不正使用が困難となる中、他人になりすまして旅券を不正取得する事案（2007年112冊、2008年112冊、2009年87冊、2010年86冊、2011年43冊を把握）が発生している。日本人又は不法滞在外国人が、不正に取得した他人名義旅券を使って出入国する例が見られるほか、名義人の知らないところで金融機関から借金をしたり、犯罪企図者に売り渡す目的で銀行口座を開設し、あるいは携帯電話を契約したりする等の事例が報告されている。こうした

日本国内における旅券発行数の推移



(注1) 公用旅券には、外交旅券も含む。

(注2) 2006年は3月20日申請分よりIC旅券を発給しており、同年に発給した一般旅券約430万冊のうち、約340万冊がIC旅券。

出典：2012年2月版旅券統計（外務省旅券課）を基に作成

二次・三次の犯罪を助長するおそれのある旅券の不正取得を未然に防止するため、各都道府県にある旅券窓口において、なりすましによる不正取得防止のための審査強化期間を設けるなどして、旅券の発給時における本人確認審査の強化に一層の力を入れている。

一方、諸外国では、国際民間航空機関（ICAO）の勧告に従い、世界中のほとんどの国で機械読取式旅券（MRP）が発給されるようになり、顔画像以外に指紋等の生体情報を追加したり、セキュリティを向上させたIC旅券の普及が進む中、ICAO及び国際標準化機構（ISO）では、ICチップ機能のより効果的な利用が検討されている。

都道府県の法定受託事務である旅券事務については、2006年以降、都道府県から市町村への権限移譲が可能となり、権限移譲を受けた市町村数は毎年約100ずつ増加し、2011年12月末現在、その合計は約570に達しており、全国の約3分の1の市町村で旅券事務を行っている状況にある。

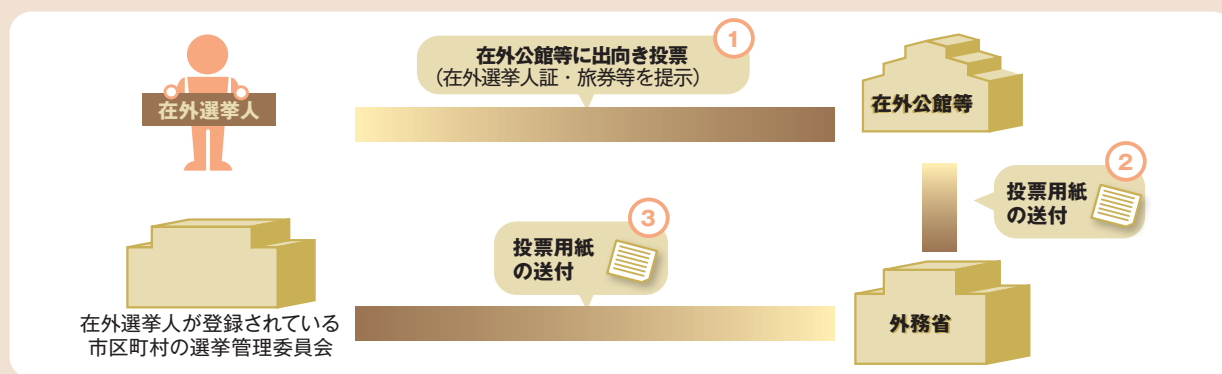
ウ 在外選挙

海外で日本の有権者が国政選挙で投票するための制度である在外選挙制度は、1998年に創設され、当初は対象が衆議院と参議院それぞれの比例代表選挙に限定されていたが、2006年6月の公職選挙法の一部改正により、2007年6月以降の選挙から、衆議院小選挙区選挙及び参議院選挙区選挙（これらの補欠選挙及び再選挙を含む）も対象となった。2011年は4月には、衆議院補欠選挙（愛知県第6区）が実施された。

在外選挙制度に基づいて投票するためには、事前に市区町村選挙管理委員会が管理する在外選挙人名簿への登録を申請して在外選挙人証を入手する必要がある。在外選挙人証を持つ者は、在外公館投票、郵便投票又は日本国内における投票のいずれかを選択して投票することができる。在外公館では、管轄地域在住の日本人を対象に在外選挙制度の広報や公館所在地以外の地域での登録受付出張サービスを行うなど、制度の普及と登録者数の増加に努めている。また、2010年5月には

1. 在外公館投票

在外選挙人名簿に登録されている有権者は、投票記載場所を設置している在外公館（大使館や総領事館など）で、在外選挙人証と旅券などを提示して投票することができる（投票できる期間・時間は在外公館により異なる）。



2. 郵便投票

「在外選挙人証」と「投票用紙等請求書」を登録先の市区町村選挙管理委員会に送付して、あらかじめ投票用紙を請求し、日本国内の選挙期日における投票終了時刻（日本時間の午後8時）までに投票所に到達するように、登録先の市区町村選挙管理委員会に送付する（※投票は公示日又は告示日の翌日以降に行う）。



3. 日本国内における投票

在外選挙人は、選挙のときに一時帰国している場合や帰国後国内の選挙人名簿に登録されるまでの間は、国内における選挙人と同様の投票方法（期日前投票、不在者投票、選挙期日における投票）を利用して投票することができる。

憲法改正国民投票法が施行され、憲法改正に関する国民投票についても在外選挙同様に投票できることになった。

(ア) 在外公館等投票

在外選挙人名簿に登録されている有権者は、投票記載場所を設置している在外公館等（大使館や総領事館など）で、在外選挙人証と旅券等を提示して投票することができる（投票できる期間・時間は在外公館により異なる）。

(イ) 郵便等投票

あらかじめ「在外選挙人証」と「投票用紙等請求書」を登録先の市区町村選挙管理委員会の委員長に送付して、投票用紙を請求し、日本国内の選挙期日の投票終了時刻（日本時間の午後8時）までに投票所に到着するように、投票用紙を登録先の市区町村選挙管理委員会の委員長に送付する（投票は公示日又は告示日の翌日以降に行う）。

(ウ) 日本国内における投票

在外選挙人は、選挙の時に一時帰国してい

る場合や帰国後国内の選挙人名簿に登録されるまでの間は、国内における選挙人と同様の投票方法（期日前投票、不在者投票、選挙期日における投票）を利用して投票することができる。

工 海外での日本人の生活・活動に対する支援

(ア) 日本人学校及び補習授業校

海外で生活する日本人にとって、子供の教育は大きな関心事の一つである。外務省は、海外でも義務教育相当年齢の子供が、日本と同程度の教育を受けられるよう、文部科学省と連携して日本人学校への支援（校舎借料、現地採用教員謝金、安全対策費などの一部援助）を行っている。また、主に日本人学校が存在しない地域に設置されている補習授業校（国語などの学力維持のために設置されている教育施設）に対しても、支援（校舎借料、現地採用講師謝金の一部援助）を行っている。近年、海外在住の日本人の子供の数は増加傾向にあり、今後もこうした支援を継続・強化していく方針である。

(イ) 医療・保健対策

外務省は、医療事情の悪い国に滞在する日

本人に対する健康相談を実施するため、国内医療機関の協力を得て巡回医師団を派遣しており、2011年には22か国31都市に派遣した。

また、海外で流行している感染症などの情報を収集し、海外安全ホームページや在外公館ホームページなどを通じ、広く提供している。

(ウ) その他のニーズ

原子爆弾被害者に対する援護に関する法律施行令及び厚生労働省令の一部が改正され、2010年4月に施行された。これを受け、日本国外に居住する被爆者も、在外公館を経由して原爆症認定及び健康診断受診者証の交付を申請できるようになった。

また、海外在住日本人の滞在国での各種手続（滞在・労働許可、運転免許証の切替えなど）の煩雑さを解消し、より円滑に生活できるようにするための滞在国の当局に対する働きかけを継続している。具体的には、欧州連合（EU）諸国に対しては、滞在・労働許可や運転免許切替えに関する手続の迅速化・簡素化などを、また、米国に対しては、米国査証の米国内における更新手続の再開や各州運転免許制度の改善を働きかけている。

(3) 海外移住者や日系人との協力

日本人の海外移住の歴史は143年を数え、北米・中南米を中心として、全世界に約285万人（推定）以上ともいわれる海外移住者及び日系人が居住している。移住者及び日系人は、政治・経済・教育・文化を始めとする各分野において各国の発展に寄与するとともに、日本と各居住国との「架け橋」として各国との関係緊密化に大きく貢献している。外務省としては、今後も両者に対する支援を行うとともに、若い世代の日系人とも協力を図



第52回海外日系人大会歓迎交流会に御臨席になる秋篠宮同妃両殿下（10月26日、東京・憲政記念館 写真提供：（財）海外日系人協会）

り、それらの人々と日本の間の絆を強めていく方針である。2011年10月、23の国及び地域から約170人の移住者及び日系人の代表者が集まり、(財)海外日系人協会の主催による第52回海外日系人大会が盛大に開催され、歓迎交流会には、秋篠宮同妃両殿下が御臨席になった。

約170万人の移住者及び日系人が居住している中南米諸国では、外務省は、JICAと共

に、移住者の高齢化に対応する福祉支援、日系人を対象とした日本国内への研修員受入れ、現地日系人社会へのボランティア派遣などを通じた協力を行っている。また、北米においては、米国及びカナダから日系人リーダーを日本に招へいするプログラムの実施や、日系人リーダーとの間で定期的に会合を開催することを通じて、北米に居住する日系人との関係強化を図っている。

2 海外における日本企業への支援

(1) 日本企業支援の取組

ア 日本企業支援窓口

外務省は、海外における日本企業のビジネスを後押しするため、「日本企業支援窓口」を1999年から全ての在外公館（海外にある日本の大使館・総領事館など）に設置し、日本企業への情報提供や人脈形成への協力、現地政府に対する行政手続の是正に関する申入れ等を行っている。また、近年は、在外公館において日本企業のビジネス支援のため、日本企業とレセプションを共催するなど、在外

公館施設を活用した支援にも積極的に取り組んでいる。具体例としては、日本企業の製品紹介のためのセミナー、展示会及びレセプションの開催等、多彩な取組を世界各地の日本大使館・総領事館で行っている。

最近では、パッケージ型のインフラ海外展開の推進や、東日本大震災からの復旧・復興等の新たな動きへの対応も重要になっている。すなわち、インフラ海外展開のための情報収集体制を強化するとともに、震災及び原発事故後の日本産品に対する諸外国の輸入規制等に対応するため、その緩和・撤廃に向けた情報発信を積極的に行っている（第3章第3節1.(2)「インフラ海外展開」、(4)「原発事故に伴う各国の輸入規制措置への対応」参照）。



大使公邸における電気自動車展示イベント
(10月21日、エストニア)

イ 投資協定/租税条約/社会保障協定の活用¹

(ア) 投資協定

投資の保護、促進及び自由化について規定する投資協定は、日本企業の海外での活動を支援する効果がある。日本政府は、戦略的な優先順位をもって投資協定の交渉・締結方針

¹ これらの条約や協定のうち、2011年に締結などの進展があったものについては、第3章第3節3.(2)「投資協定/租税条約/社会保障協定」参照。

を検討していくことを目的とし、政府・民間団体・関係機関が意見交換を行うための場として、2008年に対外投資戦略会議を設置した。同会議は、2011年までに3回の本会議に加え、より具体的な内容について議論を行う連絡会議を9回開催した。同会議では、海外展開する日本企業を支援するためのビジネス環境の整備や投資協定の活用についての意見交換も行われ、投資促進の方法を官民で包括的に検討していく枠組みとして引き続き活用される予定である。

(イ) 租税条約

経済のグローバル化の進展に伴い、国際的な経済活動の規模を拡大している日本の企業や投資家がより制約の少ない経済活動を展開できる環境を整備する必要性が高まっている。日本は以前から二重課税の回避等を目的とする租税条約を各国と締結しており、投資交流を促進するという観点から租税条約ネットワークの更なる拡充を図っている。

(2) 模倣品・海賊版対策

模倣品・海賊版は、技術革新などを妨げ、世界の経済成長に悪影響を及ぼすだけでなく、消費者の健康や安全まで脅かしている。日本企業も、海外市場における潜在的な利益を喪失するなど、深刻な悪影響を受けている。

このため、外務省は、政府の知的財産戦略本部が毎年策定する「知的財産推進計画」に沿って、様々な機会を捉えて知的財産権の保護強化及び模倣品・海賊版対策に関する施策に取り組んでいる。例えば、2005年3月以降、全ての在外公館において知的財産担当官を任命し、模倣品・海賊版被害を受けている日本

(ウ) 社会保障協定

社会保障協定は、保険料の二重負担や保険料掛け捨てなどの問題の解消を目的とする協定である。社会保障協定の締結は、海外に進出する日本の企業や国民の負担を軽減し得るものであり、相手国との間の人的交流や経済交流を一層促進する効果が期待されることから、相手国の社会保障制度における社会保険料の水準や日本にとっての必要性などを踏まえつつ、今後も優先度の高い国から順次締結交渉を行っていく考えである。

ウ 経済連携協定

日本が締結しているEPAの枠組みの下では、協定全般の運用を扱う合同委員会や、ビジネス環境の整備など特定の分野を扱う多くの小委員会の設置が規定されている。こうした会合を定期的で開催し、海外に進出している日本企業の要望などを踏まえ、EPAの活用、運用改善などに取り組むとともに、協定の運用状況について定期的に見直すこととしている。

企業を迅速かつ効果的に支援することを目的として、日本企業への助言や相手国政府への照会、働きかけなどを行っている。日本企業から在外公館への相談内容は外務本省に報告され、必要に応じて二国間及び多国間協議（第3章第3節3(3)「知的財産権保護の強化」を参照）の場で取り上げるなど、外国政府への更なる働きかけを行っている。また、知的財産担当官の能力向上を図り、知財侵害対策をより一層深めるために、日本企業の模倣品・海賊版被害の多い地域を中心に知的財産担当官会議²を開催している。さらに、相手

² 2011年1月には、中国内外公館の知的財産担当官を対象に北京で、中東・北アフリカ諸国外公館の知的財産担当官を対象にドバイ（アラブ首長国連邦）で知的財産担当官会議を開催した。

国政府職員向けに日本企業が主催する、知的財産権保護セミナーへの支援などの取組も行っている。

そのほか、模倣品・海賊版対策における開

発途上国の政府職員などの能力向上を図るため、JICAを通じて、専門家派遣、研修員受入れなど、技術協力を行っている。

(3) ビジネス環境改善、貿易・投資の円滑化

日本は、主要な貿易・投資相手国との間で、ビジネス環境の改善などのための協議を行っている。

例えば、EUとの間では、2011年5月の日・EU定期首脳協議において、ビジネス環境の改善のため、貿易・投資を含む日・EU双方の関心事項を取り扱うEPAの交渉のためのプロセスを開始することに合意した。

米国との間では、2010年11月の日米首脳会談を受け、日米経済調和対話を立ち上げた。同対話では、日米間の貿易円滑化、ビジネス環境の整備等に取り組むため、2011年

に2回の事務レベル会合（2～3月及び同7月）と1回（10月）の上級会合を実施し、2012年1月には、協議記録を公表するなど、経済分野の日米連携の一層の強化に向けて具体的な進展があった。

中国との間では、「日中ハイレベル経済対話」、「日中経済パートナーシップ協議」等の場を通じて、知的財産権の保護強化、レアアースの輸出規制の改善を含む貿易・投資上の諸問題に関する要望を中国側に提起し、協議を行っている。

 Column

国酒の魅力の世界に発信！

「国酒」という言葉をお聞きになったことがありますか。読んで字のごとく、国の酒という意味ですが、日本にとっての国酒は日本酒です（日本酒造組合中央会には、歴代総理大臣が「国酒」と揮毫した色紙が掲示されているそうです）。フランスやイタリアにとってワインがそうであるように、日本酒は「国酒」として日本の誇りの源泉となり得るのでしょうか。

日本酒は、海外では、日本の「顔」の一つになろうとしています。外務省は、2011年から、毎年ロンドンで開催される世界最大級のワインコンクールである、インターナショナル・ワイン・チャレンジの日本酒部門の受賞酒を在外公館（海外にある日本大使館や総領事館）で活用する取組を始めました。この受賞酒を中心に在外公館に品質の高い日本酒を送り、各国の賓客のもてなしに使っています。さらに、毎年の天皇誕生日祝賀会では、日本酒で乾杯をすることにしました。

なぜ外交の舞台で日本酒を使うのかといえば、外交は人間関係の構築があって初めてできる仕事であり、「食」はその重要な武器となるからです。美味しい日本酒は外国の賓客に感動を与え、人間関係の潤滑油となります。ワインに比べて複雑な醸造方式、コメが原料なのにフルーツの香りがするなど、日本酒は外国人、特にワイン文化圏の人々との会話を盛り上げるには格好のアイテムです。

また、日本酒は世界に売り込むべき日本ブランドでもあります。世界各地で日本食の人気が高まっているのに比して、日本酒の認知度は道半ばの印象があります。これからも、日本酒を含む日本の食文化のPRのための行事やレセプション等を通じて、日本酒の認知度向上に貢献できればと考えています。

世界のワイン市場の規模は2005年時点で1,000億米ドルを超えています。国酒である日本酒が世界酒となり、同じ醸造酒であるワイン市場の需要を取り込めれば、地域経済の振興にもつながるのです。2011年には東日本大震災によって日本酒の一大生産地である東北地方が大打撃を受けました。震災後、在外公館に多くの被災地産日本酒が発送されており、コメ等その他の被災地産の食材とともに、世界中に震災からの復興に向けたメッセージを伝えています。

在外公館課課長補佐 石井秀明
(現在、アフリカ第二課首席事務官)



駐フランス大使公邸での日本酒紹介イベント（6月）



「香港ワイン&ダイニング・フェスティバル」の日本酒ブース（10月）